

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和4年(2022年)10月施行版)

介護予防訪問サービス(独自)	A2	1
生活援助型訪問サービス(基準緩和)	A2	2
介護予防通所サービス(独自)	A6	3
運動型通所サービス(基準緩和)	A6	4
介護予防ケアマネジメント	AF	5

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位

-○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位

×○○% ⇒ 所定単位数 × ○○/100

○○%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○/100

2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス（独自） 通所型サービス（独自） 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス（独自/定率） 訪問型サービス（独自/定額） 通所型サービス（独自/定率） 通所型サービス（独自/定額） その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 5 英字は大文字アルファベットのみ であり、「I」、「O」 6
	サービス名	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

[凡例]

..... ⇒ 新規

..... ⇒ 変更

..... ⇒ 削除

介護予防訪問サービス サービスコード表（新規事業所：平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度）	1,176	1月につき
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度）	39	1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度）	2,349	1月につき
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度）	77	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費	要支援2（週2回を超え る程度）	3,727	1月につき
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	(独自) (Ⅲ)	要支援2（週2回を超え る程度）	123	1日につき
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以 外の同一建物の利用者20人以上にサー ビスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	二 初回加算		200単位	200
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位	100
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(1)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位	200
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A 2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	※※
A 2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	※※
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算	
A 2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000加算	

※介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・新型コロナウイルス感染症への対応は、生活援助型訪問サービスと共通で使用する。

※※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、(Ⅴ)については、令和3年度からの新規算定は不可。前年度まで算定していたものに限り、経過措置として令和4年(2022年)3月まで算定可。

生活援助型訪問サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A 2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度)	1,000	1月につき	
A 2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割		事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度)	33	1日につき	
A 2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度)	1,997	1月につき	
A 2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割		事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度)	66	1日につき	
A 2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	要支援2 (週2回を超える程度)	3,169	1月につき	
A 2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割		要支援2 (週2回を超える程度)	104	1日につき	
A 2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ニ 初回加算		200単位	200	1月につき
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A 2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	※※	
A 2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	※※	
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算		
A 2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000加算		

※介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・新型コロナウイルス感染症への対応は、介護予防訪問サービスの加算コードを共通で使用する。

※※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、(Ⅴ)については、令和3年度からの新規算定は不可。前年度まで算定していたものに限る、経過措置として令和4年(2022年)3月まで算定可。

介護予防通所サービス サービスコード表（新規事業所：平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A 6	1111	通所型独自サービス 1	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援 1	1,672単位	1,672	1月につき	
A 6	1112	通所型独自サービス 1 日割			55単位	55	1日につき	
A 6	1121	通所型独自サービス 2		要支援 2	3,428単位	3,428	1月につき	
A 6	1122	通所型独自サービス 2 日割			113単位	113	1日につき	
A 6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき	
A 6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A 6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A 6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A 6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	-376		
A 6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2		要支援 2	752単位減算	-752		
A 6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A 6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（I）	150単位加算	150		
A 6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算（II）	160単位加算	160		
A 6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	チ 選択的 サービス複数 実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算（I）	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A 6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A 6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A 6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算（II）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A 6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120		
A 6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（I）	事業対象者・要支援 1	88単位	88	
A 6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2			要支援 2	176単位	176	
A 6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1		(2) サービス提供体制強化加算（II）	事業対象者・要支援 1	72単位加算	72	
A 6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2			要支援 2	144単位加算	144	
A 6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1		(3) サービス提供体制強化加算（III）	事業対象者・要支援 1	24単位加算	24	
A 6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2			要支援 2	48単位加算	48	
A 6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（I）（3月に1回を限度）		100単位加算	100	
A 6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 1			(2) 生活機能向上連携加算（II）		200単位加算	200
A 6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 2				運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100
A 6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（I）（6月に1回を限度）		20単位加算	20	
A 6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II			(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（II）（6月に1回を限度）	5単位加算	5	
A 6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	フ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき	
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（I）	所定単位数の 59/1000 加算			
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算（II）	所定単位数の 43/1000 加算			
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算（III）	所定単位数の 23/1000 加算			
A 6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員処遇改善加算（IV）	(3) で算定した単位数の 90% 加算	※※		
A 6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算 V		(5) 介護職員処遇改善加算（V）	(3) で算定した単位数の 80% 加算	※※		
A 6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（I）	所定単位数の 12/1000 加算			
A 6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（II）	所定単位数の 10/1000 加算			
A 6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算			
A 6	8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000加算			

※介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・新型コロナウイルス感染症への対応は、運動型通所サービスと共通で使用する。

※※介護職員処遇改善加算(IV)、(V)については、令和3年度からの新規算定は不可。前年度まで算定していたものに限り、経過措置として令和4年(2022年)3月まで算定可。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援 1	1,672単位	定員超過の場合 × 70%		
A 6	8001	通所型独自サービス 1・定超						
A 6	8002	通所型独自サービス 1日割・定超			55単位	39	1日につき	
A 6	8011	通所型独自サービス 2・定超		要支援 2	3,428単位	2,400	1月につき	
A 6	8012	通所型独自サービス 2日割・定超			113単位	79	1日につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援 1	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%		
A 6	9001	通所型独自サービス 1・人欠						
A 6	9002	通所型独自サービス 1日割・人欠			55単位	39	1日につき	
A 6	9011	通所型独自サービス 2・人欠		要支援 2	3,428単位	2,400	1月につき	
A 6	9012	通所型独自サービス 2日割・人欠			113単位	79	1日につき	

運動型通所サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A 6	1211	通所型独自サービス/2 1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援 1	1,428単位	1,428	1月につき	
A 6	1212	通所型独自サービス/2 1日割			47単位	47	1日につき	
A 6	1221	通所型独自サービス/2 2		要支援 2	2,927単位	2,927	1月につき	
A 6	1222	通所型独自サービス/2 2日割			96単位	96	1日につき	
A 6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	二 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	1月につき
A 6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/2 1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	-376		
A 6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/2 2		要支援 2	752単位減算	-752		
A 6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/2 1	ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援 1	88単位	88	
A 6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/2 2			要支援2	176単位	176	
A 6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/2 1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援 1	72単位加算	72	
A 6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/2 2			要支援2	144単位加算	144	
A 6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/2 1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援 1	24単位加算	24	
A 6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/2 2			要支援2	48単位加算	48	
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき	
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算			
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算			
A 6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3) で算定した単位数の 90% 加算	※※		
A 6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3) で算定した単位数の 80% 加算	※※		
A 6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算			
A 6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算			
A 6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算			
A 6	8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000加算			

※介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・新型コロナウイルス感染症への対応は、介護予防通所サービスの加算コードを共通で使用する。

※※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、(Ⅴ)については、令和3年度からの新規算定は不可。前年度まで算定していたものに限り、経過措置として令和4年(2022年)3月まで算定可。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A 6	8004	通所型独自サービス/2 1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援 1	1,428単位	定員超過の場合 × 70%	1,000	1月につき
A 6	8005	通所型独自サービス/2 1日割・定超			47単位		33	1日につき
A 6	8014	通所型独自サービス/2 2・定超		要支援 2	2,927単位		2,049	1月につき
A 6	8015	通所型独自サービス/2 2日割・定超			96単位		67	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A 6	9004	通所型独自サービス/2 1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援 1	1,428単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,000	1月につき
A 6	9005	通所型独自サービス/2 1日割・人欠			47単位		33	1日につき
A 6	9014	通所型独自サービス/2 2・人欠		要支援 2	2,927単位		2,049	1月につき
A 6	9015	通所型独自サービス/2 2日割・人欠			96単位		67	1日につき

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A F	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援 1・2	438単位	438	1月につき
A F	2113	介護予防ケアマネジメントC	ロ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援 1・2	438単位	438	
A F	4001	初回加算・介護予防ケアマネジメントA	ハ 初回加算		300単位	300	
A F	4003	初回加算・介護予防ケアマネジメントC	ニ 初回加算		300単位	300	
A F	6132	委託連携加算	ホ 委託連携加算		300単位	300	
A F	8300	介護予防ケアマネジメント令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位の1/1000加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。